|  |
| --- |
| **７０４６．インボイス・パッキング**  **リスト情報照会** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＩＩＶ | インボイス・パッキングリスト情報照会 |

１．業務概要

　　　インボイス・パッキングリスト情報、インボイス・パッキングリスト仕分情報、インボイス・パッキングリスト情報の移管履歴のいずれかを照会する。

２．入力者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| システム識別 | 照会区分 | 照会名称 | 照会可能者 |
| 海上 | Ａ | インボイス・パッキングリスト  情報照会 | 税関、通関業、輸出入者 |
| 海上 | Ｂ | インボイス・パッキングリスト  仕分情報照会 | 税関、通関業 |
| 海上 | Ｃ | インボイス・パッキングリスト  移管履歴情報照会 | 税関、通関業、輸出入者 |
| 航空 | Ａ | インボイス・パッキングリスト  情報照会 | 税関、通関業、輸出入者、  航空貨物代理店（輸出の場合） |
| 航空 | Ｂ | インボイス・パッキングリスト  仕分情報照会 | 税関、通関業、航空貨物代理店（輸出の場合） |
| 航空 | Ｃ | インボイス・パッキングリスト  移管履歴情報照会 | 税関、通関業、輸出入者、  航空貨物代理店（輸出の場合） |

３．制限事項

　　　なし。

４．入力条件

　（１）入力者チェック

　（Ａ）システムに登録されている利用者であること。

　　（Ｂ）以下のいずれかの条件を満たしていること。

　　　（ａ）照会区分が「Ａ」または「Ｃ」の場合

　　　　　　①税関であること。

②「インボイス・パッキングリスト情報登録（ＩＶＡ）」業務で指定された通関用申告予定者であること。または、通関用申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

③「利用資格移管（ＲＳＩ）」業務でインボイス・パッキングリスト情報の利用資格が移管されている場合は、現在利用資格を持つ通関用申告予定者であること＊１。または、通関用申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

④ＲＳＩ業務でインボイス・パッキングリスト情報の利用資格が移管されている場合は、直前まで利用資格を持っていた通関用申告予定者であること＊１。

⑤ＩＶＡ業務を実施した利用者であること。

⑥輸出入者コードまたは法人番号の情報出力先と同一の輸出入者であること。

　　　　　　⑦輸出入申告事項登録情報の「申告等予定者コード」項目に入力された通関業者であること。

（＊１）詳細は、７．特記事項を参照。

　　　（ｂ）照会区分が「Ｂ」の場合

　　　　　　①税関であること。

　　　　　　②対象のインボイス・パッキングリスト仕分情報を登録・訂正した通関用申告予定者であること。または、通関用申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

③輸出入申告情報の申告等予定者であること。または、申告等予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

　　　　なし。

（３）インボイス・パッキングリストＤＢチェック

　（Ａ）照会区分に「Ａ」が入力された場合

入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストＤＢが存在すること。

（Ｂ）照会区分に「Ｂ」が入力された場合

①入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストＤＢが存在すること。

②インボイス・パッキングリスト仕分情報が存在すること。

　（Ｃ）照会区分に「Ｃ」が入力された場合

入力された電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストＤＢが存在すること。

５．処理内容

　（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力処理を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

　（２）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| インボイス・パッキングリスト照会情報 | （１）照会区分がＡの場合  （２）エラーの場合 | 入力者 |
| インボイス・パッキングリスト仕分照会情報（輸出） | 照会区分がＢの場合かつ輸出インボイスの場合 | 入力者 |
| インボイス・パッキングリスト仕分照会情報（輸入） | 照会区分がＢの場合かつ輸入インボイスの場合 | 入力者 |
| インボイス・パッキングリスト移管履歴照会情報 | 照会区分がＣの場合 | 入力者 |

７．特記事項

（１）入力資格及び移管履歴照会情報の出力内容について

ＲＳＩ業務、ＩＶＡ業務（訂正）を行うことにより、本業務の入力資格及び移管履歴照会情報の出力内容が変更となる。以下に、具体例を示す。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務ルート | | | | 各業務実施後のＩＩＶ業務（移管履歴照会情報） | | | |
| 順番 | 業務 | 入力者 | 入力内容 | 照会可能者  (通関業) | 出力内容  (通関業者) | 出力内容  (元請) | 出力内容  (前資格者) |
| １ | ＩＶＡ(登録) | 輸出入者  （通関業Ａ） | 通関業者にＡを指定 | Ａ | Ａ | Ａ | スペース |
| ２ | ＲＳＩ | 通関業Ａ | 移管先にＢを指定 | Ａ、Ｂ | Ｂ | Ａ | Ａ |
| ３ | ＲＳＩ | 通関業Ｂ | 移管先にＣを指定 | Ａ、Ｂ、Ｃ | Ｃ | Ａ | Ｂ |
| ４ | ＲＳＩ | 通関業Ｃ | 移管先にＤを指定 | Ａ、Ｃ、Ｄ | Ｄ | Ａ | Ｃ |
| ５ | ＩＶＡ(訂正) | 輸出入者  （通関業Ａ） | 通関業者にＡを指定 | Ａ、Ｄ | Ａ | Ａ | Ｄ |
| ６ | ＲＳＩ | 通関業Ａ | 移管先にＢを指定 | Ａ、Ｂ | Ｂ | Ａ | Ａ |

（２）申告可能者による照会権限について

利用者Ａが、「申告可能者登録（ＵＫＹ）」業務で、申告可能な利用者として、利用者Ｂを登録した場合、利用者Ａのインボイス・パッキングリスト情報について、利用者Ｂが照会可能となるが、利用者Ｂのインボイス・パッキングリスト情報については、利用者Ａが照会することはできない。

利用者Ｂが、ＵＫＹ業務で、申告可能な利用者として、利用者Ａを登録した場合、利用者Ｂのインボイス・パッキングリスト情報について、利用者Ａが照会可能となる。